

第23回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議 協議・報告事項等

令和3年4月5日(月)

(1) 国内及び県内の発生状況等について(報告)

(2) 宮城県における新型コロナウイルス感染症対策について(報告)

- ① 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示について
- ② 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新旧対照表)について
- ③ まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容 について
- ④ 飲食店を経営する事業者への周知について
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について
- ⑥ 営業時間短縮の協力要請等に伴う対応について
- ⑦ まん延防止等重点措置を実施すべき区域における取組について
- ⑧ 基本的対処方針に基づく催物の開催制限, 施設の使用制限等に係る留意事項について

(3) 町有施設の開放について(協議)

宮城県・仙台市独自の緊急事態宣言期間中(3月18日から4月11日まで)において、一部施設の新規申し込み受付と一般開放を中止していたものを、緊急事態宣言期間が5月5日まで延長されたことに伴い、同様に5月5日まで延長することとしたもの。(下記表のとおり)

施設名	開放状況等
吉岡コミュニティセンター	利用可 ※ただし、調理室は当面の間、利用休止 ※ふれあいの杜(南部コミュニティセンター)「杜っこホール」は、緊急事態宣言期間中の新規申し込み、一般利用を中止。(すでに貸し切り申込されているものは利用可)
町民研修センター	
吉田コミュニティセンター	
宮床基幹集落センター	
鶴巣防災センター	
ふれあいの杜(南コミュニティセンター)	
吉田ふるさとセンター	
落合ふるさとセンター	
吉岡児童館	
もみじヶ丘児童館,	
杜の丘児童館	
よしおか放課後児童クラブ	
宮床児童館	
吉田児童館	
鶴巣児童館	
落合児童館	
児童支援センター	利用可 ※ただし予約制。人数制限あり。
ひだまりの丘 (保健福祉総合センター)	利用可 ※ただし、入浴施設, 休憩室は当面の間利用不可。

花野果ひろば七ツ森	利用可 ※旗坂野営場、七ツ森ふれあいの里(バンガロー)は緊急事態宣言期間中の利用を中止 ※吉岡宿本陣案内所の案内業務について、緊急事態宣言期間中10人以上の団体の利用を中止
四十八滝運動公園	
立輪水辺公園	
蛇石せせらぎ公園	
あさひな湖畔公園	
旗坂野営場	
蠟梅の咲く頃	
七ツ森陶芸体験館	
南川ダム資料館	
吉岡宿本陣案内所	
七ツ森ふれあいの里(バンガロー)	
小・中学校校庭	利用可 ※ただし、当面は町内のスポーツ少年団の利用に限る。
小・中学校屋内運動場	利用可 ※ただし、当面は町内のスポーツ少年団の利用に限る。
総合運動公園 総合体育館アリーナ	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
総合体育館柔道場	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
総合体育館トレーニング室	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止
テニスコート	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
陸上競技場	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
多目的広場	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般開放中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
ダイナヒルズ運動公園 野球場	緊急事態宣言期間中の新規申し込み・一般利用中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
テニスコート	
多目的広場	
体育センター	緊急事態宣言期間中の新規申し込み中止 (すでに貸し切り申込されているものは利用可)
武道館	利用可
自転車競技場	利用可 ※人数制限あり、県外の利用不可
レクリエーション広場	利用可(宮床, 北目, 玉ヶ池) ※鶴巣山田, 三ヶ内は当面の間利用不可
教育ふれあいセンター 校舎	利用可 ※ただし、町内の個人・団体の利用に限る
グラウンド	利用可 ※ただし、町内の個人・団体の利用に限る
屋内運動場	利用可 ※ただし、町内の個人・団体の利用に限る
宮床歴史の村	利用可
まほろばホール (ふれあい文化創造センター)	利用可 ※調理室は当面の間利用休止 ※人数制限等あり ※緊急事態宣言期間中の新規申し込み中止
町内各公園	通常利用(公園内にある利用上の注意看板を参照のうえ利用)